

**令和2年度
社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会職員採用試験要項**

1. 採用試験区分 嘱託職員
(契約期間は1年、原則1年毎の継続雇用。ただし、通算契約期間が5年を超えた場合は、無期労働契約者への転換可能)

2. 採用予定 嘱託職員 1名

3. 受験資格

(1) 下記の要件を有する人

- ア. 主任介護支援専門員、保健師又は*看護師のいずれかの資格のある方
(*看護師は地域ケア・地域保健に経験のある方)
- イ. 福祉に係る業務の経験があれば望ましい
- ウ. 簡単なパソコン操作ができること
- エ. 普通自動車運転免許を有すること
- オ. 64歳以下の方 (年齢制限該当事由：嘱託職員 定年(65歳)を上限)

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できません

- ア. 成年被後見人又は被保佐人
- イ. 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ. 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またこれに加入した人

4. 試験の日時等 令和3年2月中旬までに実施 午前9時～午後5時(予定)

5. 試験内容等

嘱託職員

試験方法	内容
作文試験 (1時間)	職業観、社会人としての意識等についての作文試験
面接試験 (15分程度)	主として就労意欲、職業観等についての個別面接
試験会場	亀岡市社会福祉協議会内、会議室

6. 採用

- (1) 採用は、令和3年4月1日付けの予定です。
- (2) 履歴書の記載事項に事実と異なる内容を記載した場合は、合格又は採用を取り消しすることがあります。
- (3) 業務内容は、採用後、配属先を決定します。

亀岡市社会福祉協議会は、「**支え合い 助け合いのある 顔のみえるまち・かめおか**」～人づくり・絆づくり・地域づくり・基盤づくり～を基本理念に組織全体で取り組んでいます。地域福祉の推進、個別支援、介護事業、子育て支援、庶務等、係・センター毎の業務の他、社協全体で取り組むイベント、災害ボランティアセンターの業務等、幅広く亀岡の福祉業務を行っております。

今回の募集は、事業の拡充に伴い職員の募集をいたします。

7. 給与等

嘱託職員

ア. 月額 149,500円（基本）

イ. 手当

通勤手当、業務（資格）手当、時間外手当、期末・勤勉手当、嘱託職員就業規則に基づき支給

ウ. その他

休日：週休2日制（配属先による公休日）（AまたはB）、年末年始

配属先により早番、遅番、シフト勤務あり

（A）土日・祝日休 （B）日曜とシフトによる週休2日・祝日は振替休

福利厚生充実、内外研修受講の推奨

8. 提出書類等

- (1) 履歴書（写真添付）写真添付
- (2) 職務経歴書（職務経歴のある方）

9. 応募方法

(1) 申込方法

亀岡市社会福祉協議会宛に、郵送または窓口へ提出してください。

(2) 受付期間及び受付時間

期間：令和3年1月22日（金）から令和3年2月5日（金）まで

窓口の場合は9:00～17:00の間、土日・祝日不可

(3) 受験票の交付

採用試験日の通知、受験票の送付をします。

10. 個人情報の取扱について

提出された書類は、採用審査の用途に限り使用します。書類は漏洩することのないよう管理します。

11. その他

採用試験当日、受験票、HBの鉛筆、消しゴム等を持参してください。

12. 採用可否

採用試験後、1週間以内に通知します。

13. 問い合わせ先

総務課 総務管理係 濱中、谷

〒621-0806 京都府亀岡市余部町樋又 61-1 ふれあいプラザ内

社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会 総務管理係 宛

☎ 0771-23-6711 FAX 0771-24-0350